

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料交換機主回路補機盤の外観点検時、冷却ファン（2台中1台）に故障停止が認められたため、冷却ファン（2台）を交換	D	
2	1号機	水中ドライヤセパレータ取扱装置の点検時、ボルト締付け用自動レンチ（B）に制御用シーケンサの故障による動作不良が認められたため、当該シーケンサを交換	D	
3	1号機	超高圧開閉所において、北側扉ノブに開閉動作不能が認められたため、当該ノブを点検・修理	D	
4	2号機	タービン補機冷却水ポンプ（C）の点検時、シール水配管接続部に破損（割れ）が認められたため、当該配管を修理	D	
5	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ軸受温度記録計の点検時、サーボユニットの内部部品に折損が認められたため、当該サーボユニットを交換	D	
6	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置の洗浄水サイクロンセパレータ（A）の点検時、ドレン配管にゴムライニングの剥離及びストレーナの腐食が認められたため、当該部を補修	D	
7	2号機	補機冷却海水ポンプ（A・B・C）吐出側逆止弁サポート用構造物のケレン作業時、腐食部の一部に著しい減肉が認められたため、対応検討	D	
8	2号機	気体廃棄物処理系の湿分分離器ドレントラップバイパス弁において、弁の取付け方向が流体の流れと逆向きであることが認められたため、当該弁を正規の流れ方向に取付	D	
9	3号機	廃棄物処理系ブリコートタンクレベル指示スイッチにおいて、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器及び制御用空気元弁を点検・修理	D	
10	3号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器（C）の起動時、出口元弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
11	3号機	発電所構内地下水の排水用サブドレンポンプ（NO. 37）において、過負荷トリップが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
12	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率計等（2台）の計器仕様表記載の設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機（5B）ドレンセパレータのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	5号機	原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンクにおいて、レベル変動がないにも関わらず、「スラッジレベル高」警報の頻発が認められたため、当該タンクレベル検出及び警報回路を点検・修理	D	
15	5号機	復水器（C）第2水室出口弁において、現場の開度指示値と中央制御室設置の開度計指示値に相違が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
16	6号機	プラント遠方操作室空調機用電動機の点検時、プーリーキーに摩耗及びベルトに劣化（ひび）が認められたため、当該キー及びベルトを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	集中環境施設	高温焼却炉排ガスフィルタ逆洗用空気圧縮機において、油封入型の潤滑油圧力計等（3台）において、油封入量の低下が認められたため、当該圧力計に封入油を補給	対象外	
18	集中環境施設	高電導度廃液系再生廃液供給ポンプ（B）出口側逆止弁の点検時、弁アーム及びピン等に摩耗が認められたため、当該部品を修理	D	
19	その他	原子力防災通信連絡訓練における訓練用の一斉FAX送信操作時、相手先にFAXが送信できない事象が認められたため、対応検討	D	
20	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋において、大型乾式キャスク（1D）の蓋間圧力測定系（2系統のうち1系統）の圧力計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで